

## 事業譲渡に伴う債権者異議申立ての公告

日本振興銀行株式会社(以下「甲」という。)(が株式会社第二日本承継銀行(以下「乙」という。))に対して甲の事業の一部を譲渡することにつき、甲は平成二十三年四月十五日付けにて東京地方裁判所より民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第四十二条第一項及び同法第四十三条第一項に基づく許可を得るとともに、同月二十二日付けにて金融庁長官より銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第三十条第三項に基づく認可を得ました。また、乙は、平成二十三年四月一日開催の取締役会にて甲の事業の一部を譲り受けることを決議するとともに、同月二十二日付けにて金融庁長官より銀行法第三十条第三項に基づく認可を得ました。

これにより、甲は、平成二十三年四月二十五日(以下「譲渡日」という。)(をもって、左記のとおり、その事業の一部を乙へ譲り渡し、乙は、これを譲り受けました。

つきましては、この事業譲渡に「異議のある債権者は、平成二十三年五月二十五日までに、その旨お申し出下さい。」

以上、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三百三十一条の規定に基づき公告いたします。

### 記

#### (譲渡事業)

次に掲げる店舗において行う預金の受入れ、資金の貸付け、その他これらに付随し又は付帯する一切の業務の一部

本店、札幌店、秋田店、盛岡店、仙台店、郡山店、宇都宮店、水戸店、大宮店、千葉店、新宿店、横浜店、甲府店、長野店、新潟店、金沢店、静岡店、名古屋店、梅田店、神戸店、岡山店、広島店、高松店、福岡店、熊本店、鹿児島店

#### (譲渡財産)

譲渡事業に属する次に掲げる資産及び負債並びに譲渡事業に係る契約における契約上の地位

一 預金保険法第九十三条第二項に基づき、金融庁長官により乙が保有する資産として適当であることの確認を受けた資産(与信資産に係る担保権を含む。)(及びこれに付帯する資産)

一 預金保険法第五十四条第一項、第二項及び第五十四条の二第一項の規定により計算される保険金の額に対応する預金等(同法第二条第二項に掲げる預金等をいい、以下「付保預金等」という。)(に係る債務のうち譲渡日の前日までに甲において払い戻されなかった債務その他の付保預金等に係る債務)

一 甲が平成二十二年九月十一日以降に新たに受け入れた預金等(ただし、甲の民事再生手続(東京地方裁判所平成二十二年(再)第九十一号)において共益債権とされ、かつ、甲からの預金者情報に記載されたものに限る。)(に係る債務のうち譲渡日の前日までに甲において払い戻されなかった債務)

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地

(甲)日本振興銀行株式会社  
金融整理管財人 預金保険機構  
職務執行者 理事長 田邊 昌徳

東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号

(乙)株式会社 第二日本承継銀行  
代表取締役 篠窪 進

## 事業譲渡の公告

日本振興銀行株式会社は、平成二十三年四月十五日、東京地方裁判所より、株式会社第二日本承継銀行(東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号)へ、事業の一部を譲渡することにつき、民事再生法第四十二条第一項、第四十三条第一項に基づく許可をいただきましたが、このことにつき、平成二十三年四月二十二日、銀行法第三十条第三項、第五十九条第一項に基づく金融庁長官の認可を受け、平成二十三年四月二十五日に株式会社第二日本承継銀行に事業の一部の譲渡を実施しました。  
以上、銀行法第三十六条第一項により公告いたします。

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地

日本振興銀行株式会社  
金融整理管財人 預金保険機構  
職務執行者 理事長 田邊 昌徳